

飲食店のみなさま

日頃より、厚生労働行政へのご理解・ご協力いただき、
誠にありがとうございます。

受動喫煙対策については、令和2年（2020年）4月施行の改正健康増進法に基づき、新型コロナウイルス感染症への対策が求められる中、取組を開始していただきましたこと、重ねて感謝申し上げます。

今般、制度改正より5年を経過したことも踏まえ、各自治体のご協力の下、その取組状況について、全国적으로伺いすることとしました。

可能な限りご協力いただけますよう、何卒お願い申し上げます。

令和7年5月

厚生労働省 健康・生活衛生局 健康課長

松岡 輝昌